

直接雇用の義務果たさせよう

製造業
など

派遣はすでに違法状態



なんのこと?

派遣・偽装請負3年以上は法律違反

3年以上の派遣は違法です。この制限期間をこえると派遣先企業は、働く人に「直接雇用」を申しこまなければなりません。派遣先大企業はこの義務をまぬがれるため、「偽装請負」(下の欄参照)や「クーリング期間」(同)など様々な手口を使ってきました。しかし志位委員長の質問で、この期間も派遣にカウントされることが明らかにされました。



ハケンの掟① 「派遣期間の制限」

労働者派遣法の第1の掟(原則)は、「派遣は臨時的・一時的業務に限定する」です。そのため同じ仕事への派遣は最長3年と定めています。派遣先企業は、期間制限の前日までに派遣労働者に直接雇用を申しこむ義務があります。

3年未満でも「同一業務」なら直接雇用の対象に

派遣社員として働いている期間が3年未満でも、同一業務(例えば自動車を組み立てるライン)で3年以上、派遣労働者が使われていれば直接雇用の対象になります。AさんもBさんもCさんも、そのラインで働く全員が対象です。

ハケンの掟② 「常用代替の禁止」

労働者派遣法の第2の掟(原則)は、「常用代替にはならない」。つまり、正社員が行う仕事を、派遣労働者に置き換えてやらせるのは法律違反ということです。ところが実際の現場では違法な派遣が後を絶ちません。

◆偽装請負

派遣の場合は、派遣先から指揮命令を受けて働きますが、「請負」の場合は受け入れ先企業の指揮命令は受けません。「偽装請負」は、実態としては、派遣先の指揮命令で働く派遣労働なのに、契約上「請負」と偽り、受け入れ先企業が労働者派遣法の規制を逃れようとする違法行為です。

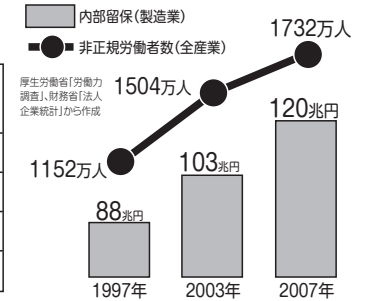
◆「クーリング期間」

3ヵ月と1日以上、派遣を受け入れない期間のこと。この空白期間があれば、継続した派遣と見なさないという厚労省の指針が出されています。大企業がこれを悪用し、みせかけだけの「クーリング期間」をはさむことで、派遣期間制限を逃れ、長期に派遣を繰り返すやり方が問題になっています。

雇用をまもる体力は十分にある

トヨタやキヤノンは?

会社名	利益剰余金	配当金	派遣・期間工切りを回避できる金額
トヨタ	12兆4085億	4432億	180億
ホンダ	5兆1398億	1561億	129億
キヤノン	2兆9303億	1373億	90億
日産	2兆7269億	1756億	60億



グラフをご覧ください。大企業がためこんでいる内部留保の1%をとりくすだけで40万人の雇用を維持することは十分できます。“業績悪化”は言い訳になりません。

内部留保

企業が得た税引き利益から株主への配当金を差し引いた利益剰余金など、企業に蓄えられているもの。

配当金

大企業は株主への配当金を支出して優遇しています。経営陣自らも、多額の配当金を受け取っています。株式の半数以上を所有するのが、外国法人を含めた企業・銀行で、配当金の大半がこれに流れています。

大企業のトップがもらっている配当金の額は? (08年3月期)

- ▽トヨタ名誉会長の豊田章一郎氏 15.6億円
- ▽パナソニック名誉会長の松下正治氏 3.4億円
- ▽日産のカルロス・ゴーン社長 1.2億円

大企業

内部留保の1%で雇用40万人

ひとりで悩まずご相談ください 日本共産党

相談無料

- 大阪府委員会 06(6762)8771
- 兵庫県委員会 078(577)6255
- 京都府委員会 075(211)5371
- 滋賀県委員会 077(522)8210
- 奈良県委員会 0742(35)5811
- 和歌山県委員会 073(425)4111